

英国公認特許代理人協会等、英国政府が欧州単一効特許・統一特許裁判所制度への参加を追求しない旨公表

2020年3月1日

JETRO デュッセルドルフ事務所

英国公認特許代理人協会(CIPA)は、2020年2月28日付のニュースリリースにて、UKIPOのTim Moss 長官からCIPAのRichard Mair 会長への2月27日の個人的な電話で、英国政府が欧州単一効特許(UP)・統一特許裁判所(UPC)制度への参加をもちや追求しないと知らされた旨、公表した。

同ニュースリリースによれば、Richard Mair 会長は「このことは、欧州連合司法裁判所(CJEU)の管轄に関する英国政府のよく知られた見解を考慮すると、完全に予想外のことであるというわけではない。」と述べたと述べている。

また、英国公認商標代理人協会(CITMA)は、首相府のスポークスパーソンがIAM¹に「英国はUP/UPC制度への関与を追求しない。EU法を適用しかつCJEUに拘束される裁判所に参加することは、独立した自治国家になるという我々の目的と矛盾する。」と述べた旨、2020年2月28日付のニュースリリースの中で公表した。

UPC協定は、本協定の署名の前年に有効であった欧州特許の数が最も多い3つの加盟国(すなわち、ドイツ、フランス、英国)を含む13か国が同協定を批准することにより発効することになっていたところ、現時点では、フランス(2014年3月批准済)及び英国(2018年4月批准済)を含む16か国が既に同協定を批准している一方、ドイツが同協定を批准していないため、発効していなかった。

また、欧州議会の法務(JURI)委員会の要請によって2019年11月付で作成された研究報告²では、「仮にUPC協定の発効前に英国が同協定から離脱したとしても、このことが同協定の発効を妨げることはない。欧州特許の数が最も多い3つの加盟国(英国を除く)は、ドイツ、フランス、オランダ(2016年9月批准済)となる。」旨、述べられていた。

なお、現段階において、

- ・ ドイツによるUPC協定の批准に関してドイツ連邦憲法裁判所に対して提起された違憲訴訟が依然として係属中であること。(ドイツ連邦憲法裁判所が決定を下すことを意図している主な案件リストの2020年版には、当該リストの2018年版及び2019年版に続き、本違憲訴訟案件(2 BvR 739/17)が含まれている。)
- ・ 第一審裁判所の中央部の一つがロンドンに置かれることがUPC協定第7条に規定され

¹ 知的財産ビジネスメディアプラットフォームの一つ (<https://www.iam-media.com/>)。

² 「[EU Patent and Brexit](#)」(p.13, p.22等)。

ているところ、この点に関する取扱い。
等の課題を指摘する関係者・専門家からの意見等がある。

ー ニュースリリース等は、以下参照 ー

(CIPA のニュースリリース)

[Government tells CIPA it will not seek to be part of the UP/UPC system](#)

(CITMA のニュースリリース)

[UK Government sets out negotiation position on IP](#)

(ドイツ連邦憲法裁判所の案件リストの 2020 年版)

[Preview for 2020 \(in German\)](#)

ー 欧州単一効特許・統一特許裁判所制度に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 ー

- [欧州特許庁及び EU 加盟国の代表、単一特許パッケージの迅速な実施を求める \(2020 年 1 月 13 日\) \(PDF\)](#)
- [英国、欧州統一特許裁判所 \(UPC\) 協定を批准 \(2018 年 4 月 30 日\) \(PDF\)](#)
- [英国上院 \(貴族院\)、統一特許裁判所協定関連法案を採択 \(2017 年 12 月 15 日\) \(PDF\)](#)
- [英国下院 \(庶民院\)、統一特許裁判所協定関連法案を採択、上院 \(貴族院\) 審議へ \(2017 年 12 月 11 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州特許庁、欧州単一特許ガイドを公表 \(2017 年 8 月 21 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州統一特許裁判所準備委員会、統一特許裁判所協定施行時期に関する見解を表明 \(2017 年 6 月 28 日\) \(PDF\)](#)
- [英国知的財産連盟 \(IP Federation\)、欧州統一特許裁判所準備委員会に対して意見書を提出 \(2017 年 6 月 16 日\) \(PDF\)](#)
- [英国商工会議所及び欧州商工会議所、英国政府に対して統一特許裁判所協定批准を求める共同文書を提出 \(2017 年 5 月 30 日\) \(PDF\)](#)
- [ドイツ連邦参議院、欧州単一特許・統一特許裁判所協定関連法案を採択 \(2017 年 4 月 3 日\) \(PDF\)](#)
- [ドイツ連邦議会、欧州単一特許・統一特許裁判所協定関連法案を採択、連邦参議院送付へ \(2017 年 3 月 10 日\) \(PDF\)](#)
- [イタリア、欧州統一特許裁判所協定批准を EU 理事会に通知 \(2017 年 2 月 13 日\) \(PDF\)](#)
- [オランダ、欧州統一特許裁判所協定批准を EU 理事会に通知 \(2016 年 9 月 16 日\) \(PDF\)](#)
- [英国知的財産庁、国民投票の結果を受けて知財法制に関する見解を公表 \(2016 年 8 月 4 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州特許庁、英国における EU 離脱の是非を問う国民投票結果について声明を公表 \(2016 年 6 月 27 日\) \(PDF\)](#)
- [ブルガリア、欧州統一特許裁判所協定批准を EU 理事会に通知 \(2016 年 6 月 17 日\) \(PDF\)](#)

- [欧州統一特許裁判所準備委員会、裁判手数料及び回収可能費用規則とガイドラインを採択（2016年3月1日）（PDF）](#)
- [欧州統一特許裁判所準備委員会、調停規則を採択（2016年2月16日）（PDF）](#)
- [フィンランド、欧州統一特許裁判所協定批准をEU理事会に通知（2016年1月25日）（PDF）](#)
- [欧州特許機構管理理事会特別委員会、欧州単一特許の料金、更新手数料収入配分、予算・財政に関する規則を採択（2015年12月22日）（PDF）](#)
- [欧州特許機構管理理事会特別委員会、欧州単一特許の更新手数料収入の配分割合を採択（2015年11月20日）（PDF）](#)
- [欧州統一特許裁判所準備委員会、統一特許裁判所の手続規則を採択（2015年10月29日）（PDF）](#)
- [欧州統一特許裁判所協定の暫定適用に関する議定書にEUの7加盟国が署名（2015年10月15日）（PDF）](#)
- [イタリアが欧州単一特許の枠組みに正式に参加（2015年9月30日）（PDF）](#)
- [ポルトガル、欧州統一特許裁判所協定批准のための国内手続を完了（2015年8月23日）（PDF）](#)
- [欧州特許機構管理理事会特別委員会、欧州単一特許の更新手数料水準の素案を採択（2015年6月25日）（PDF）](#)
- [欧州統一特許裁判所準備委員会、統一特許裁判所の料金体系についてパブリック・コメントを募集開始（2015年5月11日）（PDF）](#)
- [欧州特許機構管理理事会特別委員会、EPOが提出した欧州単一特許の更新手数料水準の素案の議論を開始（2015年3月31日）（PDF）](#)
- [ビジネスヨーロッパ、欧州特許庁作成の欧州単一特許の更新手数料水準の素案に対し懸念を表明する書簡を公表（2015年3月20日）（PDF）](#)
- [欧州統一特許裁判所準備委員会、準備の進捗状況と今後の予定を公表（2014年9月18日）（PDF）](#)

(以上)